

別紙様式3(一般競争入札)

令和5年度 塩那森林管理署測量・建設コンサルタント等業務契約状況

令和6年3月28日

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署長 里見 昌記

業務名		履行場所		業務区分	業務概要	入札方式
清水沢地区溪間工等測量・設計業務(R5補正)		栃木県那須塩原市上塩原字北山国有林427ら林小班外		調査設計	溪間工1基・山腹工0.08ha	一般競争入札 (総合評価落札方式)
予定価格(税抜き)	品質確保基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
9,575,400 円	7,593,413 円	令和6年3月19日		株式会社 森林テクニクス 前橋支店 群馬県前橋市大手町一丁目5番11号		
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完成の時期				
7,600,000 円	令和6年4月	令和6年10月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った
 - ・変更契約年月日 令和6年3月25日
 - ・変更後の契約金額(税抜き) 7,900,000円
 - ・変更の理由 令和6年3月1日の労賃改定に伴い、変更契約を行った。

入札公告（測量・建設コンサルタント等業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年2月6日

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署 里見 昌記

1 業務概要

- (1) 入札番号 第2号
- (2) 業 務 名 清水沢地区溪間工等測量・設計業務（R5補正）
- (3) 業務場所 栃木県那須塩原市上塩原字北山国有林427ら林小班外
- (4) 業務内容 谷止工1基及び山腹工0.08ヘクタールの調査設計
なお、詳細は別途示す「本工事費内訳書」等のとおり（7の配付資料等からダウンロードすることができる。）
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札によりがたい場合は、分任支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による。
- (8) 本業務の予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回ったときは、同第86条に規定する調査を実施する。
また、この場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課すこととする。
- (9) 本業務の予定価格が100万円を超え1,000万円未満の場合、落札価格が業務品質確保の観点から塩那森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回ったときは、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課すこととする。
- (10) 本業務の予定価格が500万円を超える場合、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札が行われたときは、技術提案に関する事項の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案に関する事項の「履行確実性」についても評価の対象とすることとする。
- (11) 本業務は、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和5年12月から適用する資材単価等を用いている。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/tisan/140418.html>)
- (12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価において加点を行う。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条に規定する特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (3) 令和5・6年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る一般競争入札参加資格としてA等級又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、当該手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に元請として、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長又は治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務である場合は、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第4の3に規定する業務成績評定表の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：治山事業における山腹工又は溪間工に係る調査・測量及び設計業務（森林管理局長等以外の発注業務を含む。）

- (6) 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した同種業務のうち、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年度間に完了し、業務成績評定を実施している場合においては、これらの同種業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は次のいずれかに該当する者。

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法108条第2項の大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者。
- (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者。
- (ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者。
- (エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登

録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(技術士補、RCCMの資格を有する者。)であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。

イ 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に完了・引き渡した、同種業務において管理技術者、照査技術者又は担当技術者に従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等により業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点又は管理技術者に係る技術者成績評定点が60点未満のものは除く。

ウ 申請書等の提出日に直接的な雇用関係がある者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照。)

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期限：令和6年2月7日から令和6年2月21日(持参の場合は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く9時から16時まで(12時から13時までを除く。))に受付を行う。)

イ 場所：〒324-0022

栃木県大田原市宇田川 1787-15

塩那森林管理署総務グループ

電話 0287-28-3125

メールアドレス：ks_enna_postmaster@maff.go.jp

ウ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。
なお、紙入札方式による場合は、イの場所に持参又は郵送(書留郵便に限り、提出期限必着。)で提出すること。

(3) 申請書等は、入札説明書及び技術提案書作成要領に基づき作成すること。

(技術提案書作成要領及び申請書等の各様式は、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。)

(4) 期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)に定める各評価項目における評価点の合計とし、技術提案等の内容により最大 60 点を与える。

本競争では、設定した評価項目の最高得点の合計が結果 64 点であることから、合計点数に 64 分の 60 を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除した数値を 1 から減じこれに入札価格に対する得点配分である 60 点乗じた数値を与える。

価格点＝60×（1－入札価格／予定価格）

ウ 総合評価は、技術点及び価格点の合計による「評価値」をもって行う。

評価値＝技術点＋価格点

(2) 技術提案書の評価

ア 技術提案の審査に当たっての評価項目を以下のとおり示す。

(ア) 配置予定管理技術者の経験及び能力に関する事項

技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任性、継続教育

(イ) 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項

低入札価格調査基準価格等を下回る価格による同種業務の受注実績及び業務成績評定点、過去に受注した業務の成績、優良業務表彰及び調査等業務等（大規模災害）の受注実績、信頼性、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業等

(ウ) 業務の実施方針に関する事項

業務理解度、実施手順の妥当性

(エ) 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請

イ 技術点の配点は、アの(ア)については25点、(イ)については14点、(ウ)については10点、(エ)については15点とする。

ウ 技術提案に関する事項の履行確実性に関する評価

技術提案に関する事項の履行確実性を評価する場合の基準は、関東森林管理局ホームページ「総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>）の「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法によるものとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務については、落札者となるべき者の入札価格によると契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めたときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等が仕様書等に示す要求をす

べて満たしていること。

イ アにおいて評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。なお、紙入札を行った者については、その者にくじを引かせる。

5 入札手続等

(1) 担当部局：3の(2)のイと同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

入札説明書等は7の配付資料等からダウンロードすること。

なお、紙入札を予定している者には下記により交付する。

ア 交付期間：令和6年2月6日から令和6年3月14日まで（休日を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。

イ 方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/nyuusatu-info.html>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は、入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の開始は、令和6年3月12日9時00分、締切は令和6年3月15日11時00分とする。

なお、日時を変更する場合もある。この場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

イ 紙入札方式により参加する場合は、令和6年3月15日10時55分までに塩那森林管理署二階会議室へ持参すること。

ウ 開札は、令和6年3月15日11時00分に塩那森林管理署二階会議室にて行う。

エ 紙入札方式による場合は、競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。また、代理人が入札する場合は委任状も持参すること。

オ 競争参加者は、「関東森林管理局署等競争契約入札心得」及び「暴力団排除に関する誓約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 その他留意事項

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除する。

イ 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。また、公共業務履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

なお、金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が

交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子 証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) 入札の無効

入札説明書によるものとする。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 の(2)のイと同じ。

(6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 の(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ分任支出負担行為担当官の確認を受けていなければならない。

(7) 技術提案書の内容のヒアリング

技術提案書の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(8) 技術提案に関する事項の履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 本業務は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知））による。

(10) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

(11) 現場説明は行わない。また、現場案内についても行わない。

(12) その他詳細については入札説明書による。

7 配付資料等

(1) 業務請負契約書（案）

(2) 入札説明書

(3) 業務費内訳書

(4) 特記仕様書

(5) 現場説明書

(6) 位置図等

(7) 公表用設計書

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

工事(業 務)名: 清水沢地区溪間工等測量・設計業務(R5補正)

発 注 機 関 名: 塩那森林管理署

入 札 公 告 日: 令和6年2月7日

競争参加資格確認結果通知日: 令和6年2月26日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株)森林環境コンサルタント	有	
(株)興林	有	
(株)森林テクニクス	有	
国土防災技術(株)	有	
(株)森林調査設計事務所	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入札調書（簡易型総合評価落札方式）

業務名

清水沢地区溪間工等測量・設計業務(R5補正)

※ 価格と技術が1:1の業務の場合

予定価格(消費税抜き)

9,575,400 円

調査基準価格(消費税抜き)

7,593,413 円

入札業者名	技術提案以外		技術提案		技術の 評価点 合計	技術の換 算評価点 合計(d+e) (点) A	第 1 回					第 2 回					概要	
	評価点	換算評価 点 (d)	評価点	換算評価 点 (e)			入札価格		入札価格 の評価点 (点) B	評価値 (点) C=A+B		評価 順位	入札価格		入札価格の 評価点 (点) B	評価値 (点) C=A+B		評価 順位
								入札価格≤ 予定価格						入札価格≤ 予定価格				
(株)森林テクニクス前橋支店	47	44.063	11	10.313	58	54.38	7,600,000	○	12.3780	66.7540	66.7540	1			-	-		落札
(株)森林環境コンサルタント	45	42.188	11	10.313	56	52.501	8,040,000	○	9.6209	62.1219	62.1219	3			-	-		
(株)興林	38	35.626	9	8.438	47	44.064	7,680,000	○	11.8767	55.9407	55.9407	4			-	-		
国土防災(株)宇都宮支店	43	40.313	11	10.313	54	50.626	7,680,000	○	11.8767	62.5027	62.5027	2			-	-		
(株)森林調査設計事務所	44	41.251	9	8.438	53	49.689	7,590,000	○	12.4406	62.1296	保留	#####			-	-		#VALUE!
															-	-		
															-	-		
															-	-		

技術の最高点 =	技術の最高値 =	価格の最高点 =
64	60	60